

7 給水施設に関する基準

7 給水施設に関する基準

7-1 都市計画法第33条第1項第4号（水道施設に関する基準）

法第33条

四 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、水道その他の給水施設が、第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

(1) 給配水施設の計画

給配水施設は、開発区域の規模、地形及び予定建築物の用途を勘案して、当該区域について想定される需要に支障をきたさない構造及び能力で適正に配置すること。

(2) 給配水施設の設計基準

ア 給配水施設の設計は、水道法に基づき上下水道事業管理者の定めた鈴鹿市水道事業給水条例（平成9年12月25日条例第49号）及び鈴鹿市水道事業給水条例施行規程（平成10年3月24日水道局管理規程第14号）に適合すること。

イ 給配水施設の設計は上記アによるほか、上下水道事業管理者が定めた規定、鈴鹿市水道工事設計及び施工管理基準書、鈴鹿市水道工事標準仕様書、開発行為に伴う配水管布設要領に準拠するものとする。